

不存在による非公開決定通知書

国 健 第 1710号
令和元年7月16日

弁護士 山中理司 様

大阪府知事



令和元年7月5日付けであった行政文書の公開請求（受付番号第658号）については、対象となる行政文書を管理していないため、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	① 同居している親子が世帯分離している場合において、国民健康保険料の引落し口座を同一にできるかどうか分かる文書（最新版） ② 国民健康保険料の引落し口座を親名義にしながら同居している親子が世帯分離している場合において、子に対する還付金を親名義の口座に送金できるかどうか分かる文書（最新版）
公開請求に係る行政文書を管理していない理由	本件公開請求にかかる行政文書は作成しておらず保有していない。
担当室・課（所）等	大阪府健康医療部健康推進室国民健康保険課 事業推進グループ （電話番号06-6944-7049）
備考	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。